明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

様式第十五号（第八十三条関係）

第　　号 督　　促　　状		
令和　　年度	厚生労働省所管	年金特別会計
令和　　年　　月分から 令和　　年　　月分まで	国民年金保険料	円
指定期限　　令和　　年　　月　　日限り 納付場所　　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店、納付受託機関、日本年金機構年金事務所 上記のとおり納付して下さい。 指定期限までに完納しないときは、納期限の翌日から法律に定める金額の延滞金を徴収します。 令和　　年　　月　　日 官　職　　氏　　名　　印		

備　考

1　用紙の大きさは、郵便はがき大とすること。

2　保険料以外の徴収金の督促状は、この様式に準ずること。

3　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第四条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第十五号及び様式第十九号を次のように改める。